

写

27動薬第3212号

平成28年1月20日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 理事長 殿

農林水産省動物医薬品検査所長

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
関係事務の取扱いについて」の一部改正について

平素より動物薬事行政の推進に御協力いただき感謝いたします。

さて、「動物用抗生物質医薬品基準の廃止について」（平成27年1月20付け27動薬第3211号農林水産省動物医薬品検査所長通知）において、動抗基の廃止に伴って常用標準抗生物質の配布を取りやめる旨通知したところです。

これに伴い、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて」（平成12年3月31日付け12動薬A第418号農林水産省動物医薬品検査所長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成28年4月1日から適用することとしましたので、通知します。

なお、既に配布した常用標準抗生物質について、その配付に当たって使用状況等を報告するよう条件を付した場合は、動物用抗生物質医薬品基準の廃止後も当該報告が必要ですので留意してください。

つきましては、御了知の上、貴会会員への周知をお願いします。